

常任委員会における審査内容の報告



委員会名	福祉教育常任委員会
------	-----------

議 案 名
議案第 8 5 号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案等の主な内容
<p>国民健康保険財政の健全化を図ることを目的に保険税率、保険税額等の改定や子どもに係る均等割保険税を軽減するために条例の一部を改正する必要がある。</p> <p>※詳しい内容は別添の【資料①】をご参照ください。</p>
審査内容（質疑応答、議員間討議）
<p>【質疑】 国保税率改正の必要性について</p> <p>【答弁】 ・国民健康保険特別会計の累積赤字が年々増加し、一般会計からの法定外繰入れを行っている状況であることから、適切な保険税率を設定し、国民健康保険財政の健全化に取り組む必要があるため税率の改正に至った。</p> <p>【質疑】 赤字の解消に向けた取組について</p> <p>【答弁】 ・段階的な税率改正を行うことで適切な税率を設定する。また歳出においては、医療費の適正化を図る取組により単年度赤字を解消するとともに、これまでの累積赤字については、令和3年度から令和7年度にかけて計画的に一般会計からの繰入れを行うことで解消を図る。</p>
表 決
<p>賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>原案のとおり可決するにあたり、附帯決議※が提出されました。</p> <p>【附帯決議の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に対する取組など保健事業のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めること。 ・収納対策、レセプト点検の充実強化など、引き続き国保財政の健全化に努めること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置の継続について国へ求めること。 ・一般会計からの財政的補填も適宜検討すること。 <p>附帯決議については賛成多数をもって決議を付すことに決定いたしました。</p> <p>※ 附帯決議・・・議決にあたり、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議。</p>

～参考資料～

【資料①】令和4年度国民健康保険税率改定のお知らせ 【資料②】国民健康保険税（料）9市の税率等比較

【資料③】法定外繰入金状況 【資料④】特定健診受診率・特定保健指導実施率 【資料⑤】特定健診受診率目標値資料

令和4年度 国民健康保険税率改定のお知らせ

条例改正により、令和4年度から以下の税率が適用されます

	現行	令和4年度 (改定後)	標準保険税率 (令和3年度)
所得割(%)	11.70%	12.63%	14.09%
均等割(円)	27,500円	35,000円	26,678円
平等割(円)	37,800円	37,400円	35,706円

<標準保険税率って？>

毎年、都道府県が示している
各市町村のあるべき保険税率
(各市町村が目指すべき値)
=収入と支出が概ね一致する水準
=医療費水準が小さくなると、
標準保険税率も小さくなる

※医療分、後期支援分、介護分を合算した割合及び金額

なぜ国保の税率を引き上げなければいけないの？

市民で負担している『国保の赤字』を、出来る限り解消するためです

国保は、病気やけがをした時に安心して治療を受けられるように、加入者が国保税を出し合い、助け合う制度です。

本市の国保税は、平成8年度の改定から令和元年度まで、赤字解消のための税率改定は行わず、国保加入者に限らず広く市民向けの行政サービスに活用する一般会計予算を使って、国保特別会計の赤字を補ってきました。

(10年間で約70億円)

しかし、市税が主な収入源である一般会計から国保特別会計の赤字を補い続けることは、行政サービスの実施に大きく影響します。

よって、国保税率を適正な税率に見直すことで、長年の課題である国保における受益(給付)と負担の均衡を図り、安定的な行政サービスを提供できるように努めます。

<現在の国保運営のイメージ>

一般会計



全市民で国保の赤字を負担

市の総人口 約10万人
市の国保加入者 約2.5万人
(R3年3月末現在)

国保
特別会計

国保の赤字を一般会計で補っている市町村は、全国でも2割弱と少なく、国からも受益と負担の均衡を図るよう是正を求められています。

今回の改定後の税率でも目指すべき標準保険税率とは大きな開きがあります

沖縄県は令和6年度に「県内保険料(税)水準の統一化」を目指していますが、本市の現行税率は改定してもなお、県が示す標準保険税率とは大きな開きがあります。

今後、国保の単年度赤字をなくす(=標準保険税率)ためには、税率改定が必要となる見込みですが、加入者の急激な負担増とならないよう、医療費水準も参考にしながら、見直しを行っていく予定です。

国保税率改定につきましては、加入者の皆様にご負担をお願いするかたちになりますが、お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、本市国保の健全な運営に向けてご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 保険税係 ☎098-893-4426

○国民健康保険税(料) 9市の税率等比較表(3方式)

(名護市・宮古島市は、資産割を含めた4方式のため比較から除く)

※令和3年度時点

(単位:円)

No.	保険者	所得割	均等割	平等割
1	豊見城市	13.15%	30,000	32,300
2	浦添市	13.00%	36,000	29,000
3	那覇市	12.85%	29,200	35,300
4	石垣市	12.75%	33,500	31,500
	宜野湾市 ※改定税率(案)	12.63%	35,000	37,400
5	糸満市	12.40%	43,900	33,500
6	うるま市	12.30%	27,700	34,000
7	沖縄市	12.14%	33,202	29,814
8	宜野湾市 ※現行税率	11.70%	27,500	37,800
9	南城市	11.20%	29,600	29,500

改定した場合

法定外繰入金状況（平成22年度～令和2年度決算額）

単位：千円

区 分	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 決算額	平成28年度 決算額	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	合計額
その他一般会計繰出金 （法定外繰入金）	852,978	808,293	819,262	837,891	1,030,109	410,972	651,025	774,101	476,388	0	100,000	10,992,379

※法定外繰入金とは・・・ 国保特別会計において、歳出に対する歳入の財源不足が発生した場合に一般会計から繰入れを行い補てんすること。
繰入金には法令を根拠にしたものとそうでないものがあり、財源不足を補うための繰入れは、後者であるため、
法定外繰入金といいます。

令和2年度特定健診受診率・特定保健指導実施率（報告値）

令和3年10月15日時点

NO	市町村	対象者数	受診者数	受診率	保健指導 実施率	参考：令和元年度		増減		積極的支援				動機づけ支援			
						受診率	保健指導 実施率	受診率	保健指導 実施率	対象者数	利用者数	終了者数	終了率	対象者数	利用者数	終了者数	終了率
1	南大東村	267	184	68.9	23.5	67.3	78.1	1.6	-54.6	16	5	2	12.5	18	7	6	33.3
2	座間味村	274	175	63.9	86.7	62.9	75.0	1.0	11.7	10	10	7	70.0	20	19	19	95.0
3	渡嘉敷村	145	90	62.1	88.9	59.4	88.9	2.7	-0.0	4	4	4	100.0	5	4	4	80.0
4	北大東村	92	57	62.0	80.0	62.2	57.1	-0.2	22.9	6	5	4	66.7	9	8	8	88.9
5	伊平屋村	270	166	61.5	100.0	65.8	93.0	-4.3	7.0	15	15	15	100.0	24	24	24	100.0
6	与那国町	330	202	61.2	55.6	58.3	86.3	2.9	-30.7	25	20	8	32.0	29	27	22	75.9
7	多良間村	265	152	57.4	46.7	56.5	14.8	0.9	31.9	8	3	3	37.5	22	15	11	50.0
8	宜野座村	1,074	602	56.1	64.8	52.7	61.0	3.4	3.8	34	26	12	35.3	71	59	56	78.9
9	粟国村	117	65	55.6	38.9	54.3	88.2	1.3	-49.3	6	1	1	16.7	12	6	6	50.0
10	竹富町	1,114	618	55.5	65.6	59.1	75.5	-3.6	-9.9	41	22	20	48.8	49	39	39	79.6
11	伊是名村	323	165	51.1	74.1	47.4	79.4	3.7	-5.3	17	12	13	76.5	37	28	27	73.0
12	恩納村	2,187	1,110	50.8	66.9	52.4	67.6	-1.6	-0.7	70	56	32	45.7	105	86	85	81.0
13	伊江村	1,341	636	47.4	71.7	53.2	68.7	-5.8	3.0	38	26	20	52.6	54	45	46	85.2
14	渡名喜村	88	39	44.3	100.0	48.4	50.0	-4.1	50.0	2	2	2	100.0	1	1	1	100.0
15	東村	463	203	43.8	83.3	70.0	77.9	-26.2	5.4	12	8	7	58.3	24	23	23	95.8
16	国頭村	1,069	465	43.5	100.0	58.0	97.9	-14.5	2.1	23	22	22	95.7	40	41	41	102.5
17	南城市	7,569	3,151	41.6	72.0	42.5	80.1	-0.9	-8.1	119	87	68	57.1	263	217	207	78.7
18	与那原町	2,792	1,137	40.7	72.5	45.8	65.0	-5.1	7.5	50	32	26	52.0	110	93	90	81.8
19	北中城村	2,993	1,144	38.2	66.7	43.4	66.2	-5.2	0.5	63	38	35	55.6	132	99	95	72.0
20	中城村	3,108	1,134	36.5	71.7	46.8	69.2	-10.3	2.5	71	46	38	53.5	120	104	99	82.5
21	宮古島市	10,716	3,863	36.0	78.5	41.1	73.4	-5.1	5.1	159	107	79	49.7	361	319	329	91.1
22	金武町	2,126	763	35.9	78.1	38.7	73.0	-2.8	5.1	32	24	19	59.4	82	72	70	85.4
23	西原町	5,307	1,899	35.8	62.9	39.3	68.4	-3.5	-5.5	56	32	25	44.6	195	136	133	68.2
24	石垣市	9,034	3,142	34.8	40.6	43.1	64.8	-8.3	-24.2	127	34	37	29.1	351	157	157	44.7
25	大宜味村	728	249	34.2	84.4	59.8	74.3	-25.6	10.1	10	9	8	80.0	22	19	19	86.4
26	糸満市	9,490	3,211	33.8	66.1	37.5	69.6	-3.7	-3.5	135	74	48	35.6	308	228	245	79.5
27	八重瀬町	4,881	1,643	33.7	61.1	36.3	77.9	-2.6	-16.8	76	49	26	34.2	181	132	131	72.4
28	本部町	2,700	907	33.6	33.1	52.6	37.5	-19.0	-4.4	34	9	3	8.8	84	38	36	42.9
29	豊見城市	8,373	2,751	32.9	73.1	35.4	61.3	-2.5	11.8	128	89	73	57.0	247	204	201	81.4
30	南風原町	5,222	1,715	32.8	75.6	37.7	74.4	-4.9	1.2	65	53	36	55.4	169	142	141	83.4
31	市町村計	232,547	74,619	32.1	61.3	38.6	67.2	-6.5	-5.9	3,487	1,972	1,608	46.1	7,876	5,365	5,354	68.0
32	嘉手納町	2,416	765	31.7	43.9	42.8	38.8	-11.1	5.1	34	14	12	35.3	89	36	42	47.2
33	今帰仁村	2,242	706	31.5	78.7	46.0	88.8	-14.5	-10.1	28	20	18	64.3	80	68	67	83.8
34	読谷村	7,168	2,229	31.1	68.5	40.8	68.0	-9.7	0.5	101	73	49	48.5	232	183	179	77.2
35	久米島町	1,713	527	30.8	69.3	49.9	48.0	-19.1	21.3	30	13	13	43.3	84	64	66	78.6
36	那覇市	46,515	14,153	30.4	46.8	36.4	73.4	-6.0	-26.6	616	220	228	37.0	1,508	761	767	50.9
37	宜野湾市	14,266	4,330	30.4	55.7	33.1	62.0	-2.7	-6.3	225	120	99	44.0	463	293	284	61.3
38	名護市	9,908	2,975	30.0	67.2	39.7	62.1	-9.7	5.1	139	89	70	50.4	328	251	244	74.4
39	浦添市	15,485	4,601	29.7	64.7	33.2	72.0	-3.5	-7.3	190	114	98	51.6	461	293	323	70.1
40	北谷町	4,761	1,310	27.5	60.5	35.4	68.8	-7.9	-8.3	75	50	43	57.3	148	95	92	62.2
41	うるま市	21,132	5,548	26.3	62.5	35.9	67.2	-9.6	-4.7	281	168	127	45.2	676	475	471	69.7
42	沖縄市	22,483	5,837	26.0	62.0	35.9	52.9	-9.9	9.1	316	171	158	50.0	662	454	448	67.7
42	医師国保組合	719	289	40.2	0.0	43.3	2.1	-3.1	-2.1	8	0	0	0.0	25	0	0	0.0

※ 特定健診受診率 = 特定健診受診者数 ÷ 特定健診対象者数 × 100
 特定保健指導実施率 = 特定保健指導終了者数 ÷ 特定保健指導対象者数 × 100

令和元年度報告値

42	市町村計	231,383	89,345	38.6	67.2	39.3	63.8	-0.7	3.4	4,422	2,686	2,129	48.1	9,538	7,304	7,256	76.1
----	------	---------	--------	------	------	------	------	------	-----	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------

●令和4年度特定健康診査受診率向上事業(概要)

- 1 目的 国保加入者の健康増進と健康寿命の延伸および国保医療費適正化に向け健診受診率向上対策を強化し、国保加入者の健康づくり、生活習慣病発症予防、重症化予防に努めるためにも多くの対象者が特定健診を受けるきっかけとなるよう魅力ある特典企画を実施する。
- 2 事業効果 ① 国保加入者の健康増進を図り、医療費を適正化する
② 国保財政健全化(=国保財政赤字解消)
- 3 事業対象者 国民健康保険加入者(40歳～74歳)

4 受診率目標設定: 「令和4年度 受診率**40%**」

	R1	R2	R3	★ R4
対象者数(人)	15,790	15,776	15,975	16,000
受診者数(人)【実績】	5,013	4,570		6,400
★受診率(法定報告値)	33.1%	30.4%		40%



(参考)受診方法・受診者見込数

		40%	45%	50%
	R1	R4(見込)	R5(見込)	R6(見込)
集団健診	1,057	1,500	1,700	1,900
個別健診	3,956	4,900	5,500	6,100
合計	5,013	6,400	7,200	8,000

- 5 特典(案) : 特定健診受診者特典(3,000円分の商品券) ※予算規模 19,200千円(6,400人×3,000円)

常任委員会における審査内容の報告



委員会名	福祉教育常任委員会
------	-----------

議案名
議案第83号 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案等の主な内容
沖縄県子ども医療費助成制度の通院に係る対象年齢を15歳まで拡大することが示されたことに伴い、本市においても、子ども医療費助成の制度の対象年齢を拡大し、安心して子育てができる環境整備を図る条例の一部を改正します。 ※詳しい内容は別添の【資料①】をご参照ください。
審査内容（質疑応答、議員間討議）
<p>【質疑】 子ども医療費助成の通院に係る対象年齢を15歳まで拡大することで増加する市の負担について</p> <p>【答弁】 ・現在市の単独事業で小学校1年生から6年生までを助成対象としているが、条例改正に伴い、県から補助金の交付があるため、市の負担は減となる。しかし中学校1年生から3年生まで助成対象が広がることで、新たな市の負担が発生するため、差し引きすると全体で約500万円の負担増を見込んでいる。</p> <p>【質疑】 償還払いから現物給付移行することで発生する国保のペナルティー※について</p> <p>【答弁】 ・現在は未就学児までしかペナルティーは発生していないが、今後医療費助成の対象が拡充することによりペナルティー額も増える。 ・令和4年度のペナルティー額は約750万円になる見込みである。</p> <p>※ ペナルティー・・・小学生以上の現物給付（窓口負担無し）を実施している市町村に対して、国から県へ交付される療養給付費負担金の減額分を、市町村から県に納付する国民健康保険事業費納付金に加算する制度。</p>
表決
全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

～参考資料～

【資料①】 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正に係る制度見直しポイント及び県・市の制度改正比較表

1. 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正に係る制度見直しのポイント

- (1) 通院対象年齢を「中学校卒業まで」拡大する。
- (2) 一部自己負担金を廃止する。【通院：小学生（7歳～12歳）】
- (3) 令和4年4月診療分から実施する。
- (4) 給付方法は、現物給付方式とする。

2. 「沖縄県」 及び 「宜野湾市」 制度改正比較表

県:改正前

	未就学児 (0歳～6歳)	小学生 (7歳～12歳)	中学生 (13歳～15歳)
通院	現物給付	実施なし	
入院		自動償還（一部自己負担金なし）	



県:改正後

	未就学児 (0歳～6歳)	小学生 (7歳～12歳)	中学生 (13歳～15歳)
通院	現物給付	現物給付・自動償還 (一部自己負担金なし)	
入院			

※R4.3月要綱改正予定

市:改正前

	未就学児 (0歳～6歳)	小学生 (7歳～12歳)	中学生 (13歳～15歳)
通院	現物給付	※自動償還（一部自己負担金あり）	実施なし
入院		自動償還（一部自己負担金なし）	



市:改正後

	未就学児 (0歳～6歳)	小学生 (7歳～12歳)	中学生 (13歳～15歳)
通院	現物給付		
入院			

※改正前県助成分より、市独自で小学生通院分を上乗せ助成
 ※市独自助成（一部自己負担金あり：1医療機関につき、月/1,000円）

3.用語説明

- (1) 「現物給付」方式：医療機関窓口で現物給付の受給者資格者証を提示することにより、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができること。（窓口無料化）
- (2) 「自動償還」方式：受給者が、医療機関窓口で一旦医療費を支払い、その後市役所窓口で助成金の申請をせずに後日指定の口座に一部自己負担金を除いた額が振り込まれること。

常任委員会における審査内容の報告



委員会名	福祉教育常任委員会
------	-----------

議案名
陳情第80号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情
議案等の主な内容
県立中部病院の泌尿器・腎臓(移植)内科医は過酷な労働を強いられ十分な休日の確保がされておらず、令和4年度より減員されることにより、一層労働環境は悪化するものと予測される。また、予算確保も厳しく施設の老朽化により必要な機材も揃っていない状態である。よって、県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書の提出を県へ提出していただきたいです。 <u>※詳しい内容は【資料①】をご参照ください。</u>
審査内容（質疑応答、議員間討議）
【質疑】 県立中部病院の泌尿器科の人員体制について
【答弁】 ・本来の医師の定数は3人だが、現在は2人となっており、泌尿器科がある近隣の病院に比べて少ない状況であるが、令和4年から1人体制になる予定である。
【質疑】 ロボット支援手術の導入で軽減する医師の負担について
【答弁】 ・ロボット支援手術は患者の負担を軽減するものであるため、医師の負担も多少は軽減できるが、減員分の負担を解消できるものではない。 ・泌尿器科で標準治療となっているロボット支援手術がないと研修医も減少し、中部病院での勤務を希望する医師も減少する。
表 決
全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。 意見書第35号 沖縄県立中部病院泌尿器科の医療体制強化及び充実を求める意見書を採択し、沖縄県知事に提出しました。 <u>※詳しい内容は【資料②】をご参照ください。</u>

～参考資料～

【資料①】 陳情第80号 県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情について

【資料②】 沖縄県立中部病院泌尿器科の医療体制強化及び充実を求める意見書

【資料③】 沖縄タイムス掲載記事「県立中部病院の充実を求める決議」

陳情第80号

県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情について

令和4年2月3日

宜野湾市議会議長 上地 安之 様

陳情者 沖縄県腎移植患者まーみの会

会長

副会長



○陳情内容

ア. 件名

県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数増、人員・休日の確保、施設の整備について

イ. 陳情理由

県立中部病院の泌尿器科・腎臓（移植）内科医は過酷な労働を強いられ、十分な休日の確保がされていません。また、来年度より泌尿器科医が減員されることにより、一層労働環境は悪化するものと予測されます。

加えて人員確保だけでなく予算確保も厳しく、施設の老朽化により必要な検査、手術機器が不十分で、泌尿器科においては標準治療であるロボット支援手術がまだ導入されていません。これは47都道府県の公立病院で沖縄だけです。

全国でも糖尿病等の生活習慣病、腎疾患が多い沖縄は腎不全を扱う泌尿器科・腎臓（移植）内科の医師の定数増、人員・休日の確保、設備投資を行うべきと考えます。

ウ. 願望・要望

- ①泌尿器科・腎臓（移植）内科医の定数増、人員確保
- ②休日の確保
- ③施設の整備、ロボット支援手術の導入

エ. 宜野湾市議会からも沖縄県へ県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書の提出をお願い致します。

沖縄県立中部病院泌尿器科の医療体制強化及び充実を求める意見書

全国健康保険協会沖縄支部の発表によると、沖縄県は、平成 29 年度末において 100 万人当たりの人工透析現存患者数が全国で最も多い 1,391 名となっており、泌尿器科の重要性はより高まっている状況である。

全国の都道府県と比較して人口比に対する糖尿病等の生活習慣病、腎疾患の患者数が多い中、沖縄県立中部病院泌尿器科は、地域がん診療連携拠点病院として腎臓がん、尿路上皮がん、前立腺がん、精巣腫瘍などの診療を行い、尿路結石や前立腺肥大症などの良性疾患の診療、透析患者への生体腎・献腎移植を実施している。

同病院泌尿器科は、現在、医師 2 名体制で外来、入院、緊急外来及び手術に対応しているが、過酷な労働環境で十分な休日が確保されておらず、また、令和 4 年 4 月から 1 名減員となる予定であり、医師にさらなる負担が強えられることは明白である。

また、沖縄県においては、泌尿器科の標準治療となったロボット支援手術も全国で唯一導入されておらず、医師の負担軽減が図れないだけでなく、充実した医療の提供や後進の育成も困難な状況である。

必要な人員体制の確保や機材の整備が十分に行われていない中で現場が疲弊し、患者の治療が行えない状況に陥らないためにも、県が責任をもって対策に取り組むことが必要である。

よって、本市議会は、市民及び県民が安心して医療サービスを受けられるよう、下記の事項を強く要請する。

記

- 一 沖縄県立中部病院の泌尿器科及び腎臓内科の医師を増員し、休日を確保すること。
- 一 沖縄県立中部病院の施設を整備し、ロボット支援手術を導入すること。
- 一 沖縄県立中部病院の機能強化に必要な財源は県の責任で確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 9 日

沖縄県宜野湾市議会

【送付先】
沖縄県知事

沖縄タイムス 令和4年3月20日(日) 21面掲載

県立中部病院の 充実求める決議

宜野湾議会 泌尿器科巡り

【宜野湾】宜野湾市議会(上地安之議長)は9日、「県立中部病院泌尿器科の医療体制強化及び充実を求める意見書」を全会一致で可決した。同科の医師が4月から1人になる見通しを踏まえ、増員を要望。泌尿器科で最良の治療法として普及している「ロボット支援手術」が未導入なのは全国の公立病院で沖縄だけであることから、導入も求めた。必要な財源は県の責任で確保するよう盛り込んだ。

だ。宛先は玉城デニー知事。

市議会は7日の福祉教育委員会で、同じ内容の陳情を全会一致で採択していた。陳情者は県腎移植患者まーみの会(大西奈留美会長)。

意見書は、県立中部病院泌尿器科の医師が現在2人態勢で過酷な労働環境にあると指摘。4月から1人になる予定で「医師にさらなる負担が強えられることは明白」と訴えた。「ロボット支援手術」が全国で唯一導入されておらず「現場が疲弊し治療が行えない状況に陥らないためにも、県が責任を持って対策に取り組むことが必要」と指摘した。